

産業廃棄物処分業許可証

優良

住所 岩手県一関市千厩町奥玉字天ヶ森75番地6

氏名 ニッコー・ファインメック株式会社

代表取締役 小野寺 真澄
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事 達 増 拓 也



許可の年月日 令和 6年 5月 8日

許可の有効年月日 令和13年 5月 7日

1. 事業の範囲

(1) 中間処理 (焼却処理)

取扱う産業廃棄物
・廃プラスチック類

以下余白

(2) 中間処理 (切断処理)

取扱う産業廃棄物 (自動車等破砕物であるものを除く。)

・廃プラスチック類
・木くず
・金属くず
・ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)
及び陶磁器くず

以下余白

(3) 中間処理 (選別処理)

取扱う産業廃棄物 (水銀使用製品産業廃棄物を含む。また、特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

・汚泥 (廃乾電池に限る。)
・廃プラスチック類 (廃乾電池に限る。)
・金属くず (廃乾電池に限る。)

以下余白

(4) 中間処理 (中和処理)

取扱う産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

・廃酸
・廃アルカリ

以下余白

(5) 中間処理 (電解処理)

取扱う産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

・廃酸

以下余白

(6) 中間処理 (破砕処理)

取扱う産業廃棄物 (自動車等破砕物であるものを除く。)

(以下、裏面記載)

- ・廃プラスチック類
- ・木くず
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)
及び陶磁器くず

以下余白

(7) 中間処理 (移動式破碎施設による破碎処理)

取扱う産業廃棄物 (自動車等破碎物であるものを除く。)

- ・廃プラスチック類
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)
及び陶磁器くず

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 焼却施設

ア	設置場所	岩手県一関市千厩町奥玉字天ヶ森 7 5 番地 6	
イ	設置年月日	平成 1 1 年 6 月 4 日	
ウ	処理能力	廃プラスチック類	600kg/日
エ	設置許可年月日	平成 1 1 年 5 月 6 日	
オ	設置許可番号	第 8 - 1 号	
カ	保管施設	別表のとおり	

(2) 切断施設

ア	設置場所	岩手県一関市千厩町奥玉字天ヶ森 5 6 番 1、5 6 番 2、5 6 番 3、6 2 番、6 9 番及び 7 6 番	
イ	設置年月日	令和元年 9 月 6 日	
ウ	処理能力	廃プラスチック類 (自動車等破碎物を除く。)、木くず、金属くず (自動車等破碎物を除く。)、ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (これらのうち自動車等破碎物を除く。)	11.36t/日 (1.42t/時間)
エ	設置許可年月日	— (設置許可対象外施設)	
オ	設置許可番号	— (設置許可対象外施設)	
カ	保管施設	別表のとおり	

(3) 選別施設

ア	設置場所	岩手県一関市千厩町奥玉字天ヶ森 3 4 番、5 6 番 2、6 2 番、6 8 番 1 及び 8 6 番 1	
イ	設置年月日	令和 2 年 1 2 月 1 日	
ウ	処理能力	汚泥 (廃乾電池に限る。)、廃プラスチック類 (廃乾電池に限る。)、金属くず (廃乾電池に限る。)	6.832t/日 (0.854t/時間)
エ	設置許可年月日	— (設置許可対象外施設)	
オ	設置許可番号	— (設置許可対象外施設)	
カ	保管施設	別表のとおり	

(4) 中和施設

ア	設置場所	岩手県一関市千厩町奥玉字天ヶ森 7 5 番地 6	
イ	設置年月日	平成 1 2 年 1 2 月 2 5 日	
ウ	処理能力	廃酸、廃アルカリ	24m3/日
エ	設置許可年月日	— (設置許可対象外施設)	
オ	設置許可番号	— (設置許可対象外施設)	
カ	保管施設	別表のとおり	

(5) 電解施設 I

ア	設置場所	岩手県一関市千厩町奥玉字天ヶ森 7 5 番地 6	
イ	設置年月日	昭和 6 0 年 4 月 5 日	
ウ	処理能力	廃酸	1,700l/日
エ	設置許可年月日	— (設置許可対象外施設)	
オ	設置許可番号	— (設置許可対象外施設)	
カ	保管施設	別表のとおり	

(6) 電解施設 II

(以下、2枚目記載)



ア 設置場所 岩手県一関市千厩町奥玉字天ヶ森 7 5 番地 6
イ 設置年月日 平成 1 2 年 1 2 月 2 5 日
ウ 処理能力 廃酸 650l/日
エ 設置許可年月日 - (設置許可対象外施設)
オ 設置許可番号 - (設置許可対象外施設)
カ 保管施設 別表のとおり

(7) 破碎施設 I

ア 設置場所 岩手県一関市千厩町奥玉字入山沢 3 2 9 番地 1
イ 設置年月日 平成 1 0 年 1 2 月 4 日
ウ 処理能力 廃プラスチック類、金属くず (廃プラスチック類に付着して排出されたものに限る。)、ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず
1, 440kg/日 (180kg/時間)

エ 設置許可年月日 - (設置許可対象外施設)
オ 設置許可番号 - (設置許可対象外施設)
カ 保管施設 別表のとおり

(8) 破碎施設 II

ア 設置場所 岩手県一関市千厩町奥玉字天ヶ森 3 4 番、5 6 番 2、6 2 番、6 8 番 1 及び 8 6 番 1
イ 設置年月日 平成 2 2 年 2 月 2 日
ウ 処理能力 廃プラスチック類 (自動車等破砕物を除く。)、木くず、金属くず (自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (これらのうち自動車等破砕物を除く。)
4. 8t/日 (0. 6t/時間)

エ 設置許可年月日 - (設置許可対象外施設)
オ 設置許可番号 - (設置許可対象外施設)
カ 保管施設 別表のとおり

(9) 破碎施設 III

ア 設置場所 岩手県一関市千厩町奥玉字天ヶ森 5 6 番 1、5 6 番 2、5 6 番 3、6 2 番、6 9 番及び 7 6 番
イ 設置年月日 令和 4 年 1 2 月 2 1 日
ウ 処理能力 廃プラスチック類 (自動車等破砕物を除く。)
11. 2t/日 (1. 4t/時間)
木くず 15. 2t/日 (1. 9t/時間)
金属くず (自動車等破砕物を除く。)
12. 8t/日 (1. 6t/時間)
ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (これらのうち自動車等破砕物を除く。)
14. 4t/日 (1. 8t/時間)

エ 設置許可年月日 令和 4 年 3 月 1 1 日
オ 設置許可番号 第 1 2 1 0 0 7 2 0 号
カ 保管施設 別表のとおり

(10) 移動式破碎施設

ア 設置場所 盛岡市を除く岩手県内の排出事業場 (駐機場: 岩手県一関市千厩町奥玉字天ヶ森 3 4 番、5 6 番 2、6 2 番、6 8 番 1 及び 8 6 番 1)
イ 設置年月日 令和 5 年 3 月 9 日
ウ 処理能力 金属くず (自動車等破砕物を除く。)
1, 440kg/日 (180kg/時間)
廃プラスチック類 (自動車等破砕物を除く。)
120kg/日 (15kg/時間)
ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (これらのうち自動車等破砕物を除く。)
34. 4kg/日 (4. 3kg/時間)

エ 設置許可年月日 - (設置許可対象外施設)
オ 設置許可番号 - (設置許可対象外施設)
以下余白

(以下、裏面記載)

3. 許可の条件
以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 2 年	5 月 8 日	当初許可
平成 7 年	5 月 8 日	更新許可
平成 10 年	12 月 24 日	事業範囲の変更許可（中間処理（破碎処理）を追加したこと。）
平成 11 年	7 月 16 日	変更届出書受理 (1) 名称を有限会社日興薬品から変更したこと。 (2) 本店所在地を岩手県東磐井郡千厩町奥玉字天ヶ森 90 番地から変更したこと。
平成 12 年	5 月 8 日	更新許可
平成 13 年	3 月 8 日	変更届出書受理 (1) 電解施設Ⅰの処理能力を変更したこと (2) 電解施設Ⅱを追加したこと。
平成 13 年	3 月 8 日	事業範囲の変更許可（中間処理（中和処理）を追加したこと。）
平成 17 年	4 月 12 日	変更届出書受理（事業の範囲から金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くずの中間処理（焼却処理）を削除したこと。）
平成 17 年	4 月 27 日	事業範囲の変更許可（事業の範囲に金属くず（廃プラスチック類に付着して排出されたものに限る。）の中間処理（破碎処理）を追加したこと。）
平成 17 年	5 月 8 日	更新許可
平成 19 年	10 月 2 日	変更届出書受理 (1) 事業の範囲から廃アルカリの中間処理（電解処理）を削除したこと。 (2) 処分後の保管場所を屋内に変更したこと。
平成 21 年	2 月 5 日	変更届出書受理（保管施設の概要を変更したこと。）
平成 22 年	5 月 8 日	更新許可
平成 22 年	5 月 31 日	事業範囲の変更許可 (1) 事業の範囲に木くずの中間処理（破碎処理）を追加したこと。 (2) 金属くずの中間処理（破碎処理）について、「廃プラスチック類に付着して排出されたものに限る。」とする限定を解除したこと。
平成 22 年	6 月 14 日	変更届出書受理（保管施設の概要を変更したこと。）
平成 25 年	4 月 15 日	変更届出書受理（代表者を小野寺司から変更したこと。）
平成 25 年	10 月 23 日	優良認定
平成 25 年	11 月 27 日	変更届出書受理 (1) 破碎施設Ⅲを追加したこと。 (2) 保管施設の概要を変更したこと。
平成 29 年	5 月 1 日	変更届出書受理（保管施設の概要を変更したこと。）
平成 29 年	5 月 8 日	更新許可（優良認定）
令和 元年	9 月 18 日	変更届出書受理（破碎施設Ⅲを廃止したこと。）
令和 元年	11 月 15 日	事業範囲の変更許可（中間処理（切断処理）を追加したこと。）
令和 3 年	1 月 27 日	事業範囲の変更許可（事業の範囲に汚泥（廃乾電池に限る。）、廃プラスチック類（廃乾電池に限る。）及び金属くず（廃乾電池に限る。）の中間処理（選別処理）を追加したこと。
令和 4 年	2 月 15 日	変更届出書受理 (1) 切断施設の設置場所を変更したこと。 (2) 保管施設の概要を変更したこと。
令和 5 年	1 月 25 日	変更届出書受理（破碎施設Ⅲを追加したこと。）
令和 5 年	8 月 25 日	事業範囲の変更許可（事業の範囲に廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くずの中間処理（移動式破碎施設による破碎処理）を追加したこと。）
令和 6 年	5 月 8 日	更新許可（優良認定）
令和 7 年	2 月 17 日	変更届出書受理（保管施設の概要を変更したこと。）

以下余白

(以下、3枚目記載)

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有
以下余白



(以下、裏面記載)

別表（保管施設の概要）

(1) 保管施設Ⅰ（焼却施設に関するもの）

所在地：岩手県一関市千厩町奥玉字入山沢329番地1

廃棄物の種類	保管高さ (m)	保管面積 (㎡)	保管体積 (㎥)	保管重量 (t)	備考
廃プラスチック類	—	20.05	36.0	8.4	屋内保管

(2) 保管施設Ⅱ（電解施設に関するもの）

所在地：岩手県一関市千厩町奥玉字天ヶ森75番地6

廃棄物の種類	保管高さ (m)	保管面積 (㎡)	保管体積 (㎥)	保管重量 (t)	備考
処分のための保管 廃酸	—	2.4	2.0	2.2	屋内保管
	—	1.6	1.0	1.1	屋内保管
処分後の保管 中和処理後の廃液	—	22.0	20.0	—	屋内保管 中和施設と兼用
	—	8.8	15.0	—	屋内保管 中和施設と兼用

(3) 保管施設Ⅲ（中和施設に関するもの）

所在地：岩手県一関市千厩町奥玉字天ヶ森75番地6

廃棄物の種類	保管高さ (m)	保管面積 (㎡)	保管体積 (㎥)	保管重量 (t)	備考	
処分のための保管 廃酸	—	5.1	6.0	7.2	屋内保管	
	—	5.1	6.0	7.2	屋内保管	
	廃アルカリ	—	4.0	6.0	7.2	屋内保管
		—	6.2	8.0	9.6	屋内保管
処分後の保管 中和処理後の廃液	—	22.0	20.0	—	屋内保管 電解施設と兼用	
	—	8.8	15.0	—	屋内保管 電解施設と兼用	

(以下、4枚目記載)

(4) 保管施設Ⅳ（破砕施設Ⅰに関するもの）

所在地：岩手県一関市千厩町奥玉字入山沢329番地1

廃棄物の種類		保管高さ (m)	保管面積 (m ²)	保管体積 (m ³)	保管重量 (t)	備考
処分のための保管	廃プラスチック類	—	4.4	11.0	—	屋内 容器保管
	廃プラスチック類、金属くず	—	2.4	2.0	—	屋内 容器保管
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	—	4.4	11.0	—	屋内 容器保管
処分後の保管	廃プラスチック類	—	6.8	8.0	—	屋内 容器保管
	廃プラスチック類、金属くず	—	8.24	1.0	—	屋内 容器保管
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	—	1.44	9.0	—	屋内 容器保管

(5) 保管施設Ⅴ（破砕施設Ⅱ、破砕施設Ⅲ及び切断施設に関するもの）

所在地：岩手県一関市千厩町奥玉字天ヶ森34番、56番2、62番、68番1及び86番1

廃棄物の種類		保管高さ (m)	保管面積 (m ²)	保管体積 (m ³)	保管重量 (t)	備考
処分のための保管	廃プラスチック類	—	28.8	96.0	19.2	屋内保管（破砕室） アミコンテナ (1.2×1×0.85m=1 m ³) 96基使用 ^{※1}
	木くず	—		68.0	37.4	屋内保管（破砕室） アミコンテナ (1.2×1×0.85m=1 m ³) 68基使用 ^{※1}
	ガラスくず	—		37.0	37.0	屋内保管（破砕室） アミコンテナ (1.2×1×0.85m=1 m ³) 37基使用 ^{※1}
	金属くず	—		33.0	37.2	屋内保管（破砕室） アミコンテナ (1.2×1×0.85m=1 m ³) 33基使用 ^{※1}
	・廃プラスチック類 ・木くず ・金属くず ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ・廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物	—		96.0	16.3	屋内保管（破砕室） アミコンテナ (1.2×1×0.85m=1 m ³) 96基使用 ^{※1}

(以下、裏面記載)

(保管施設Vの続き)

廃棄物の種類	保管高さ (m)	保管面積 (m ²)	保管体積 (m ³)	保管重量 (t)	備考	
処分のための保管	廃プラスチック類	—	24.0	60.0	12	屋内保管(破砕室) アミコンテナ (1.2×1×0.85m=1 m ³) 60基使用 ^{※1}
	木くず	—		29.0	15.9	屋内保管(破砕室) アミコンテナ (1.2×1×0.85m=1 m ³) 29基使用 ^{※1}
	ガラスくず	—		16.0	16.0	屋内保管(破砕室) アミコンテナ (1.2×1×0.85m=1 m ³) 16基使用 ^{※1}
	金属くず	—		14.0	15.8	屋内保管(破砕室) アミコンテナ (1.2×1×0.85m=1 m ³) 14基使用 ^{※1}
	・廃プラスチック類 ・木くず ・金属くず ・ガラスくず、コン クリートくず及び陶 磁器くず ・廃プラスチック類、 木くず、金属くず、 ガラスくず、コンク リートくず及び陶磁 器くずの混合物	—		60.0	10.2	屋内保管(破砕室) アミコンテナ (1.2×1×0.85m=1 m ³) 60基使用 ^{※1}
処分後の保管	金属くず	—	4.0	3.2	3.6	屋内保管(破砕室) 鉄コンテナ (1×1×0.8m=0.8 m ³) 4基使用 ^{※1}
	・廃プラスチック類 ・木くず ・金属くず ・ガラスくず、コン クリートくず及び陶 磁器くず ・廃プラスチック類、 木くず、金属くず、ガ ラスくず、コンクリ ートくず及び陶磁器 くずの混合物	—	20.0	33.0	16.5	屋内保管(破砕室) アミコンテナ (1.2×1×0.85m=1 m ³) 33基使用 ^{※1}
		—	8.0	8.0	4.0	屋内保管(破砕室) コンテナ(3.6×1.9 ×1.17m=8 m ³) 1基使用 ^{※2}
		—	28.0	48.0	24.0	屋内保管(解体室) アミコンテナ (1.2×1×0.85m=1 m ³) 48基使用 ^{※1}
		—	1.0	1.0	0.5	屋内保管(解体室) 鉄コンテナ (1×1×1m=1 m ³) 1基使用
		—	2.0	2.0	1.0	屋内保管(解体室) 鉄コンテナ (1×1×1m=1 m ³) 2基使用
	・廃プラスチック類	—	8.0	8.0	2.8	屋内保管(解体室) コンテナ(3.6×1.9 ×1.17m=8 m ³) 1基使用 ^{※2}

(以下、5枚目記載)

- ※¹ 保管容器は、上記保管容量の範囲内で、上記記載のアミコンテナ以外の容器（ダストバスケット（2.4 m³/基）、鉄コンテナ（1 m³/基）、コンテナ（8 m³/基）又はフレコンバッグ（1 m³/袋））を使用する場合あり
- ※² 保管容器は、上記保管容量の範囲内で、上記記載のコンテナ以外の容器（ダストバスケット（2.4 m³/基）、アミコンテナ（1 m³/基）又はフレコンバッグ（1 m³/袋））を使用する場合あり
- ※³ 保管場所は、有価物及び小型家電リサイクル法の対象となる一般廃棄物の保管場所と兼用

(6) 保管施設VI（選別施設に関するもの）

所在地：岩手県一関市千厩町奥玉字天ヶ森34番、56番2、62番、68番1及び86番1

廃棄物の種類		保管高さ (m)	保管面積 (m ²)	保管体積 (m ³)	保管重量 (t)	備考
処分のための保管	汚泥、廃プラスチック類、金属くず（廃乾電池に限る。水銀使用製品産業廃棄物を含む。）	—	3.045	2.0	2.0	屋内保管（選別室） 鉄コンテナ (1.1×1.3×0.7m =1 m ³) 2基使用※
	汚泥、廃プラスチック類、金属くず（廃乾電池に限る。水銀使用製品産業廃棄物を含む。）	—	3.045	2.0	2.0	屋内保管（選別室） 鉄コンテナ (1.1×1.3×0.7m =1 m ³) 2基使用※

※ 保管容器は、上記保管容量の範囲内で、上記記載の鉄コンテナ以外にオープンドラム缶（0.2 m³/本）容器を使用する場合あり

(7) 保管施設VII（破碎施設II、破碎施設III及び切断施設に関するもの）

所在地：岩手県一関市千厩町奥玉字天ヶ森56番1、56番2、56番3、62番、69番及び76番

廃棄物の種類		保管高さ (m)	保管面積 (m ²)	保管体積 (m ³)	保管重量 (t)	備考
処分のための保管	金属くず	—	168.7	150.0	169.5	屋内保管（破碎室） アミコンテナ (1.2×1×0.85m =1 m ³) 150基使用※ ¹
	木くず	—		306.0	168.3	屋内保管（破碎室） アミコンテナ (1.2×1×0.85m =1 m ³) 306基使用※ ¹
	廃プラスチック類	—		408.0	81.6	屋内保管（破碎室） アミコンテナ (1.2×1×0.85m =1 m ³) 408基使用※ ¹

(以下、裏面記載)

(保管施設Ⅶの続き)

廃棄物の種類		保管高さ (m)	保管面積 (㎡)	保管体積 (m ³)	保管重量 (t)	備考
処分のための保管	・ 廃プラスチック類 ・ 木くず ・ 金属くず ・ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ・ 廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物	—	168.7	408.0	69.3	屋内保管(破砕室)アミコンテナ(1.2×1×0.85m=1㎡)408基使用※ ¹
	ガラスくず	—				
処分後の保管	金属くず	—	123.9	300.0	339.0	屋内保管(破砕室)アミコンテナ(1.2×1×0.85m=1㎡)300基使用※ ¹
	木くず	—			165.0	
	廃プラスチック類	—			105.0	
	・ 廃プラスチック類 ・ 木くず ・ 金属くず ・ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ・ 廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物	—			150.0	
	ガラスくず	—			300.0	

※¹) 上記保管容量の範囲内で、上記記載のアミコンテナ以外の容器(ダストバスケット(2.4㎡/基)、鉄コンテナ(1㎡/基、2㎡/基、3㎡/基)、コンテナ(8㎡/基、10㎡/基、25㎡/基)又はフレコンバッグ(1㎡/袋))を使用して保管する場合又は移動式擁壁を用いて容器を使用せず保管する場合あり

※²) 保管場所は、有価物及び小型家電リサイクル法の対象となる一般廃棄物の保管場所と兼用

以下余白